

分 野	相談名称・機関	相談内容	相談員	場 所	相談日(受付時間)	電話番号	
子ども	子育てなんでも相談	子育てなどに関するさまざまな相談	子育て相談員	キッズピアおおがき子育て支援センター 祝日を除く月曜日は子育て支援課 (専用電話相談)	年末年始を除く毎週火～日曜日、 祝日の月曜日 9:15～18:00 月曜日(祝日を除く) 8:30～17:15	0800-200-7114 (通話無料)	
	こども家庭センター	妊娠中や産後のことからだ、 子どもや家庭に関する相談	保健師、社会福祉士、 保育士	市役所子育て支援課(1階)	月～金 8:30～17:15	(ところからだに関すること) 75-2328 (子育てに関すること) 47-7197	
	教育相談	小・中・義務教育学校の児童・ 生徒の心の悩みに関する相談	臨床心理士、 教育相談員	教育総合研究所 学校支援センター (スイトピアセンター学習館7階) ※火曜日は電話相談のみ	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 土 9:00～12:00 (来所相談は要予約)	74-6666	
	西濃子ども相談センター	子育て、子どもの発達、不登校、 非行、虐待に関わる相談	児童福祉司・心理司	西濃子ども相談センター (木森町5-1458-10)	(来所相談) 月～金 8:30～17:15 (虐待通告)24時間対応	78-4838 (全国共通ダイヤルは 3桁の番号)189	
	こどもの人権110番	いじめ、体罰、児童虐待など こどもをめぐる人権問題	人権擁護委員、 法務局職員	(専用電話相談)	月～金 8:30～17:15	0120-007-110 (全国共通・無料)	
女性	女性の悩み相談	女性が抱えるさまざまな悩み ごとの相談	女性相談員	ハートリンクおおがき (スイトピアセンター学習館1階)	水・金・土 9:00～16:00 ※面接相談は要予約	電話相談 47-7188 (予約受付) 47-8549	
	女性相談	DVなどに関する相談	女性相談員	市役所社会福祉課(1階)	月～金 9:00～16:00	81-4111 (内線) 2470	
高齢者	地域包括支援センター	高齢者の福祉・介護などに 関する相談	保健師、社会福祉士、 主任介護支援専門員 などの専門職員	市役所高齢福祉課(1階)	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日・夜間は、 携帯電話に転送)	(安井・洲本・浅草・川並) 82-1166	
				総合福祉会館(馬場町124)		(興文・東・西・南・南杭瀬・日新・ 静里・綾里・荒崎) 77-2255	
				在宅福祉サービスステーション (今宿5-1-4)		(和合・三城・墨俣) 84-7111	
				上石津老人福祉センター悠楽苑 (上石津町牧田4780)		(上石津) 48-0068	
				お勝山ふれあいセンター (牧野町2-150-1)		(宇留生・赤坂・青墓) 71-5536	
中川ふれあいセンター (中川町4-668-1)	(北・中川) 82-1701						
障がい者	障がい者生活支援センター (身体障がい者)	身体障がい者とその家族の ための相談、福祉サービスの 支援など	社会福祉士・身障相談 員などの専門職員	総合福祉会館 (馬場町124)	月～金 8:30～17:15 土 9:00～15:30 (日・夜間は携帯電話対応)	月～金 75-0183 土 78-8181 (内線) 200 (携帯電話) 090-7918-0400	
	柿の木荘 (知的障がい者)	福祉サービスの利用や就労 に関することなどの相談	相談支援専門員	柿の木荘 (古宮町397-1)	月～金 8:30～17:15 (土・日・夜間は携帯電話対応)	(柿の木荘) 89-9503 (携帯電話) 090-9122-6130	
	地域活動支援センター せせらぎ (精神障がい者)	日常生活の支援や日常的な 相談	精神保健福祉士	相談支援事業所せせらぎ (中野町1-10)	毎日(夜間も電話対応)	(相談支援事業所せせらぎ) 81-8521	
差別	人権擁護推進室	部落差別に関すること	人権擁護推進室職員	市役所人権擁護推進室(2階)	月～金 8:30～17:15	47-8576	
外国人	ポルトガル語による相談	日常生活全般の相談	ポルトガル語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～金 8:30～17:15	47-8562	
	英語による相談	日常生活全般の相談	大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会 (スイトピアセンター学習館2階)	日 9:00～15:00	82-2311	
				まちづくり推進課職員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～金 8:30～17:15	47-8546
	中国語による相談	日常生活全般の相談	中国語相談員	大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会 (スイトピアセンター学習館2階)	休館日(火曜日など)を除く 毎日 8:30～17:15	82-2311
				大垣国際交流協会職員	市役所まちづくり推進課(2階)	金 9:00～17:00	47-8546
外国語人権 相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校で のいじめなどの人権問題	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・ スペイン語・インドネシア語・タイ語の通訳を配置した専用電話による相談	大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会 (スイトピアセンター学習館2階)	休館日(火曜日など)を除く 毎日 8:30～17:15	82-2311	
外国人	外国語人権 相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校で のいじめなどの人権問題	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・ スペイン語・インドネシア語・タイ語の通訳を配置した専用電話による相談	市役所まちづくり推進課(2階)	月～金 9:00～17:00	0570-090-911 (全国共通ナビダイヤル)	
感染症	HIV・梅毒相談 HIV・梅毒検査	HIV・梅毒の感染への不安に 関する相談及び、HIV検査、 梅毒検査の実施	保健所職員	西濃保健所 (江崎町422-3:西濃総合庁舎)	(電話相談)月～金 9:00～17:00 (検査日)原則第1・3火 8:45～ 9:45 第3火 16:45～17:30 電話で申込、完全予約制 匿名受付、無料	73-1111 (内線) 275	
	人権よろず相談	差別や虐待、パワハラなどの さまざまな人権問題	人権擁護委員	市役所人権擁護推進室(2階) 上石津地域事務所住民相談室(1階) 墨俣地域事務所応接室(1階)	毎月第3金曜日 13:00～16:00 奇数月第2水曜日 9:30～11:30 奇数月第3木曜日 13:00～16:00	47-8576 45-3111 62-3111	
人権全般	人権相談 (常設相談所)	差別や虐待、パワハラなどの さまざまな人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談) 面談の場合:岐阜地方法務局大垣支局 (丸の内1-19)	月～金 8:30～17:15	0570-003-110(みんなの人権 110 番全国共通ナビダイヤル) 自動音声ガイダンスに従い、ご相談を 希望する人権問題の内容に応じ、 次の番号を押してください。 ・女性の人権に関する相談 → 1 ・高齢者の人権に関する相談 → 2 ・障がい者の人権に関する相談 → 3 ・その他の人権に関する相談 → 4	

※相談日は、祝日・年末年始などで休みとなる場合がありますので、事前にご確認のうえ、ご相談ください。

〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所 市民活動部人権擁護推進室
直通TEL: 0584-47-8576 FAX: 0584-81-7800 E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp

※人権Letterは、岐阜県からの助成を受けて発行しています。

人権Letter

No.37

令和8年8月
発行

— 法務省 人権啓発キャッチコピー — 「誰か」のことじゃない。 大垣市 市民活動部 人権擁護推進室

性的マイノリティ(LGBT)理解増進法をご存じですか？

どんな法律？

正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」です。この法律は、性的マイノリティの方もそうでない方も、性的指向※1やジェンダーアイデンティティ※2の多様な在り方を受け入れられる共生社会の実現を目指し、令和5年6月に施行されました。

※1恋愛や性愛の対象がどの性別に向かうかを示す概念です。

※2「性自認」とも呼ばれ、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念です。

性的マイノリティとは？

レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感を持つ人)など性のあり方が少数派の方々を指す総称です。LGBTはこれらの言葉の頭文字をとった言葉です。

LGBTの方が直面する問題には、次のようなものがあります

●学校での差別やいじめ

性的マイノリティへの認識や差別への知識が思春期の子どもにはあまりないことから、「気持ち悪い」など軽蔑的な言葉を浴びせられ、自尊心が傷つけられるといった問題があります。



●就労、仕事における差別や不公平な扱い

就職活動の際、性的マイノリティであることを告白したら、そこで面接を打ち切られたり、性的マイノリティということで、昇進・昇格できなかったという問題があります。



これらの問題を解消するため、この法律では、国・地方公共団体・事業主の責務を次のとおり定めています。

【国・地方公共団体】 ●性の多様性への理解増進のための施策の策定・実施
【事業主】 ●教育及び啓発 ●就業環境の整備など

共生社会を目指して

LGBTに関する理解を増進することを通じて、生きづらさを解消することにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指しましょう。
詳しくは、内閣府:性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進
<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>



市民人権とおく

S H I M I N J I N K E N T O K U

「広報おおがき」などで募集した、心温まる「ちょっといい話」をお届けします。

あいさつがくれた元気と希望

私は80歳の時、急に歩けなくなり、それ以来シルバーカーを押しての生活です。それでも、シルバーカーを押しながら、15分ほどのコンビニエンスストアへ買い物や散歩に出かけています。そんな道すがら、毎朝、自転車で登校する男子高校生が「おばさん、おはようございます」、そして下校の時には、「おばさん、お元気で」と私に声をかけてくれます。

私は本当にうれしいですし、高校生からのあいさつで喜びと元気をもらっています。「あいさつ」の力は大きく、私も高校生を見習って散歩の折、お会いする方々に大きい声であいさつするよう心がけています。
S・Sさんより



大垣市人権のまちづくり懇話会 委員のコメント

やさしい高校生のあいさつは本当に元気をもらえますよね。そして一日が楽しく、他人へもやさしくなれる。今、小学校や中学校でもあいさつの大切さを大事にされています。みんなが笑顔で「おはようございます」「こんにちは」と言葉をかけあって「やさしい、あたたかい社会」になるといいですね。

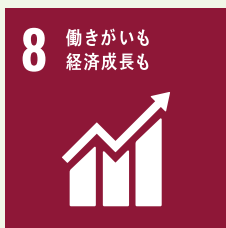
「市民人権とおく」の寄稿を随時受け付けています。応募された方には、人権啓発グッズをプレゼントいたします。みなさんが見た・体験した「ちょっといい話」をお寄せください。寄稿先については4ページ下をご覧ください。右の二次元コードからも応募できます。



SDGsと人権

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第29号で、SDGs（持続可能な開発目標）が人権に深く関わっていることを紹介しました。本号でも、目標と人権のつながりを紹介します。



すべての人々のための包摂かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する

目標の内容

- ・強制労働、人身取引、児童労働の根絶
- ・同一労働同一賃金の実現
- ・安全で安心して働ける職場環境の確保 など

関連する人権と条約等

- この目標に関わっている人権と、それを保障する条約・法律には次のものがあります。
- ・公正かつ良好な労働条件を享受する権利
[世界人権宣言第23条、社会権規約第6条・第7条・第10条、障害者権利条約第27条、ILO中核的労働条約ILO労働における基本的原則及び権利に関する宣言]
 - ・奴隷、強制労働、人身取引の禁止
[世界人権宣言第4条、自由権規約第8条、女性差別撤廃条約第6条、子どもの権利条約第34～36条]
 - ・雇用に関する女性の平等な権利
[女性差別撤廃条約第11条、ILO条約第100号・第111号]
 - ・児童労働の禁止 [子どもの権利条約第32条、ILO条約第182号]
 - ・移住労働者の平等な権利 [移住労働者権利条約第25条]

働くことは、生活の基盤であるだけでなく、人としての尊厳や生きがいにも深く関わっています。職場でのハラスメントや不当な待遇、雇用差別などは人権問題です。だれもが働きがいを持って活躍できる社会の実現に向けて、日頃から同僚に感謝の気持ちを伝えたり、相手の意見を尊重するなど一人ひとりが小さな思いやりを持つことから始めることができます。

「人権」は、女性に働きがいを持って活躍する機会を確保し、女性の経済的自立を促進することを目指す。女性に働きがいを持って活躍する機会を確保し、女性の経済的自立を促進することを目指す。

女性

② 女性

女性の活躍

人権創作劇による啓発が行われました

人権擁護委員は毎年、保育園・幼稚園・小学校などを訪れ、人権の大切さをわかりやすく伝える「人権創作劇」を上演しています。セリフはもちろん、衣装・セット・小道具にいたるまで、委員たちが一つひとつ丁寧に手作りし、子どもたちのために心を込めて届けています。

7月上旬には、あおいこども園、西保育園において上演され、会場は子どもたちの笑顔と歓声に包まれました。劇を通じて「命の尊さ」や「仲間を思いやる心」について、楽しみながら学ぶ貴重な機会となりました。

上演後には、人権イメージキャラクターの人KENまもる君と人KENあゆみちゃんも登場。子どもたちと触れ合い、会場はさらに笑顔あふれるひとときとなりました。



人権創作劇の様子

人権 心のふれあい講座のご案内

市及び市教育委員会では、今年度も「人権 心のふれあい講座」を開きます。この講座は、より多くの市民の方に受講していただき、人権の輪をさらに広げていくため、次のとおり各地区センターで開催するものです。人権について一緒に考えてみませんか。皆さまのご参加をお待ちしております。

演 題 / 人権を大切にする第一歩は「知る」ことから始まります。

～心に潜む無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）について考える～

講 師 / 元岐阜県人権啓発センター人権啓発指導員 佐野 篤 氏

と き	ところ	受講料
10月 5 日（月） 19:00～20:30	荒崎地区センター	無 料
10月15日（木） 19:00～20:30	安井地区センター	
10月21日（水） 19:00～20:30	和合地区センター	
10月30日（金） 19:00～20:30	赤坂東地区センター	

※4会場とも、内容は同じです。

問い合わせ先 社会教育スポーツ課（直通電話:47-8039）まで



昨年度の講座の様子

人権クイズ ～考えてみましょう～

「人権」ってむずかしい？ 本当にそうでしょうか？ 人権クイズに挑戦してみましょう。
(答えは、2 ページにあります)

Q. このマークは何を表しているでしょう？



- 1 女性活躍推進のマーク
- 2 女性に対する暴力根絶のためのマーク
- 3 男女共同参画社会を表すマーク